

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13612

研究課題名（和文）「プレスの法理」の更新 デジタル・メディア革命以後の民主政の規範的再生に向けて

研究課題名（英文）Updating the "Doctrine of the Press": Toward a Prescriptive Regeneration of Democracy after the Digital Media Revolution

研究代表者

水谷 瑛嗣郎 (EIJIRO, MIZUTANI)

関西大学・社会学部・准教授

研究者番号：80783688

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究において、デジタルメディア革命以後の報道機関の憲法上の特別な地位については、監視者と解釈者という二つの機能に基づいて「国民の『知る権利』に奉仕する」という役割の内実を再解釈して再定位を行い、その機能遂行という観点から特権付与の主体の特定を行い、内部規律を尊重して報道の自由の限界を策定すべきという結論に至った。またオンライン・プラットフォーム事業者（以下、PF）の存在を踏まえ、PFは個人の「知りたいこと」を知る自由を担保するという報道機関と異なる役割を担い、デジタル・メディア環境をめぐる弊害については、双方の役割の相違を踏まえた環境全体を見据えたアプローチを採択すべきであると結論付けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オンライン・プラットフォーム事業者の台頭により、日本に限らず世界中で報道機関は、経済的苦境のみならず、その社会的な地位の低下も含めて非常に厳しい状況に追い込まれている。デジタルメディア革命以後のメディア環境の背景的事情を踏まえた本研究で得られた成果は、今後の日本における報道の自由及び取材の自由をめぐる学説並びに判例法理の発展において、一定の貢献を果たすことができると確信している。またポスト・トゥルースの状況と我々がこれからも否応なしに付き合わざるを得ない以上、報道機関の憲法的地位の「更新」は、単なる既存メディア擁護論を超えた、重要な社会的意義を有すると考えている。

研究成果の概要（英文）：In this study, the following conclusions were reached regarding the special constitutional status of the press after the digital media revolution.

The press should be reassigned constitutional status based on two functions: watchdog and interpreter. The subject of the privileges should then be identified in perspective of the performing of those functions. The limits of freedom of the press should be established for professional discipline. Based on the rise of online platforms (PFs), the PFs have a different role from the press in ensuring the right to know "what they want to know." Concerning the harms associated with the digital media environment, an integrated environment-wide approach should be adopted, taking into account the different roles of the two actors: the press and PFs.

研究分野：憲法

キーワード：報道の自由 インターネット オンライン・プラットフォーム フェイクニュース 報道機関 メディア法 憲法

1. 研究開始当初の背景

デジタル化とインターネットの普及・発展に伴う「デジタルメディア革命」は、言うまでもなく私たちのメディア環境を大きく変容させた。従来のメディア環境では、新聞にせよ、テレビ放送にせよ、情報を「媒介」するメディア(例えば特定の電波周波数帯)を社会的に独占していたアクターに、情報発信の主導権が(良くも悪くも)委ねられてきた。

アメリカ憲法学において(そして、おそらくは日本の憲法学においても)深く根付いている「思想の自由市場」論では、個人による自由な情報の交換と競争に期待されたきた一方で、情報の「送り手」たるマスメディアと「受け手」たる個人/国民の「分離」がますます顕著に進んでいったわけである。これまでの憲法学においては、こうした「送り手」と「受け手」の分離を前提に置きながら、その媒体的優位性を背景に、マスメディアの「報道の自由」の位置づけが議論されてきた。マスメディア(特に民間放送)は、広告収入をベースとして成り立っているためにスポンサーなどの圧力を受けやすく、民主政システムの健全な稼働に必要な公共的な議論を行う言論空間を歪曲してしまう危険性を孕んでいた。そこで、「国民の『知る権利』に奉仕する」(最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁を参照)という観点から、その特権と責務について検討がなされてきた(例えば長谷部恭男『テレビの憲法理論』(弘文堂、1992年)を参照)。

しかしながらデジタルメディア環境は、こうした「送り手」と「受け手」の境目を融解し、あらゆる人々(その中には個人のみならず、企業、政府等も含まれる)に情報の発信機会を等しく分配した。今では誰もが、インターネットを駆使してジャーナリストの“ように”振舞うことが可能(例えばダン・ギルモア『ブログ 世界を変える個人メディア』(朝日新聞社、2005年)を参照)となり、これは同時に、メディア環境における発信者としてのマスメディアの既得権的地位を解体することにもつながった。またインターネット空間は、分散型であり中央集権型管理が困難であるとされ、そうしたインターネット空間には、従来の法規制は馴染まず、真に自由な空間とも考えられた(例えば、ジョン・ペリー・バーロウ「サイバースペース独立宣言」を参照)。一見するとこうしたメディア環境の変容は、真の意味での「思想の自由市場」を私たちの社会にもたらし、民主政システムを憲法が期待する形でより良く発展させていく可能性があるようにも見える。実際、アメリカ連邦最高裁は、判決の中で、インターネットを通じたメディア環境を「新たな思想の市場」と呼び表していた(See, *Reno v. American Civil Liberties Union*, 521 U.S. 844 (1997))。

他方で、デジタルメディア革命は、マスメディアの地位低下のみならず、メディア環境における「生身の個人」の脆弱性も浮き彫りにしてしまった。我々「個人」は、メディア環境において、理性的に情報の取捨選択判断を行い、熟考し、異質な他者との間で議論を交わすということ(多かれ少なかれ)期待されてきた。しかしながら、近時の行動経済学の知見などを参考にすれば、そもそも人間の情報処理能力には限界があることが明らかであり、特にこうしたヴァルネラブルな側面は、インターネット上におけるフェイクニュースの蔓延によってより一層、鮮明となった。こうした脆弱さは、2011年の3.11大震災のような緊急時においては、ともすれば個人及び社会に致命的な悪影響を及ぼし得る。また2016年のアメリカ大統領選とブレグジットに端を発し、情報の真偽よりも、むしろ個々の信念や感情が優先されるような状況である「ポスト・トゥルース」という現象が広く指摘されるようになってきている(See, *Oxford languages, Word of the Year 2016*, <https://languages.oup.com/word-of-the-year/2016/>)。

その背景のひとつには、デジタルメディア環境の「デザイン」も関係していると考えられる。例えば、インターネットは従来の新聞紙面の一面と異なり、自分好みにカスタマイズをすることが可能となっており、人々の選択的接触を容易にしたことで、いわゆる「デイリー・ミー」という、自分好みの情報に囲まれる現象を生じさせ得るとの指摘がある(キャス・サンステーン『#リパブリック: インターネットは民主主義になにをもたらすのか』(勁草書房、2018年)を参照)。また現代では、ビッグデータ革命と呼ばれる技術革新により、ユーザーのデータを吸い上げてAIに分析させることで、個々のユーザーに最適な情報を予測したうえで表示する「個別化(personalization)」が進んでおり、「フィルターバブル」を生じさせるとされる(イーライ・パリサー『フィルターバブル—インターネットが隠していること』(早川書房、2016年)を参照)。こうした環境下では、偶然の出会い、そして自分自身が必ずしも望まない出会いで、「セレンディピティ」を得る機会が減少し、民主政システムを維持・発展させていくために必要な、異なる意見や価値観を持つ人々との理性的な対話(熟議)の機会を失わせることへとつながりかねない。

このように、デジタルメディア革命後のメディア環境は、個人の脆弱性と、そうした脆弱性を加速させるインターネット空間の設計・デザインという二つの側面から、私たちの民主政システムを揺さぶっており、こうした状況に対する憲法学からの処方が必要と考えられた。むろん、そうした処方には様々なものが検討され得るが、水谷は、まずはこれまで情報のスクリーニングを(十分ではないにせよ)一定程度になってきた報道機関(=ジャーナリスト集団=「プレス」)の憲法的地位に関して、現代に適合的な「再定位」を行うことで、インターネット空間をデモクラシー・フレンドリーなメディア環境に再構築するための布石とすることを考えた。そして、そ

のために、どのような論理の「更新」が必要かという点を最大の問題関心に据えて研究を進めてきた。

2. 研究の目的

以上のような問題意識を背景に、本研究は、当初、主として下記の三つの目的を達成するべく、調査と検討を進めてきた。

第一に、インターネットの普及によって媒体的優位性を喪失した報道機関は、従来のように憲法上の特権的地位を付与され続けるべきか。またそうした憲法上の特権的地位を維持し続ける必要があるとするならば、それはどのように憲法上、正当化され得べきか。

第二に、報道機関の憲法上の特権的地位が現代においても正当化され得ると仮定した場合、では具体的にどのような主体にそうした地位を法令上及び判例上付与すべきか。現代においては報道機関から媒体的優位性が失われている以上、従来のマスメディア企業に所属していることを主たる理由として特権的地位の付与を行った場合、インターネットを通じて活動しているフリージャーナリストや新興の報道機関を排除することにもなりかねず、それは悪しき意味でのエリート主義を蔓延させかねない。

第三に、仮に特権的地位を付与される具体的な主体を特定できたとして、現代において報道の自由及び取材の自由の一環として、付与されるべき特権と責務とは具体的に何を意味するのか、またその射程（限界）はどのように画定するのか。

加えて、後述する通り、研究を進める中で、検索エンジンやソーシャルメディアを運営するオンライン・プラットフォーム事業者の台頭が目覚ましくなり、「国民の『知る権利』に奉仕する」という機能をめぐって、報道機関との間での棲み分けと協働についても検討をする必要が生じた。そこで新たに、オンライン・プラットフォーム事業者の憲法上の機能とは何か、それは報道機関の機能とどのように異なるのか、という第四の目的を設定し、こちらについても調査と検討を進めることとした。

3. 研究の方法

上記で設定した4つの目的を達成するための調査研究手法としては、①アメリカのロー・レビュー及び判例を中心とした文献調査、②学会・研究会等での報告、③学会・研究会等での情報収集及び意見交換を主として用いている。

比較研究対象としてアメリカのロー・レビュー、判例を選択した理由であるが、①アメリカにおいては、Reno v. ACLU (521 U.S. 844 (1997)) 判決、Citizens United v. Federal Election Commission (558 U.S. 310 (2010)) 判決、Packingham v. North Carolina (137 S. Ct. 1730 (2017)) 判決をはじめとして、インターネット空間と表現の自由をめぐる判例が蓄積しつつあること、②アメリカにおいては、報道機関を特別な地位に据える議論は、判例上、あまり認められていないにもかかわらず、その一方で報道機関が民主政システムに対して果たしている役割については積極的に評価している点が見受けられること、③アメリカのジャーナリズムにおいては、ウォーターゲート事件、ペンタゴン・ペーパーズ事件といった金字塔といっても過言ではない優れた業績が打ち立てられており、報道機関が民主政システムに多大な貢献を果たした歴史的経験値を有すること、④アメリカの憲法研究者の中にも、インターネット空間と表現の自由・報道の自由をめぐる従来の議論に対して、筆者と同じような問題意識を共有し、問題解決を模索するものが見受けられることなどが挙げられる。

4. 研究成果

以上のような背景的な問題意識、研究目的、研究方法を前提としながら、調査研究を進めた結果、本研究では以下のような成果を得ることができた。これらの成果については、論文及び学会発表で公表することができた。

(1)憲法上の報道機関の特別な地位は、媒体的優位性を失った後においても、民主政システムの維持・発展という統治論的視点から、権力の「監視者」としての機能及び報道価値判断に基づき政治的・社会的に必要な情報を選別・解釈して提供する「解釈者」としての機能によって維持され得る。日本における「国民の『知る権利』に奉仕する」(最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁)という役割についても、その内実は上記二つの憲法上の機能から再解釈されるべきと考えられる。

(2)さらに、特別な地位を付与されるべき「プレス」の特定についても、上記の機能遂行を果たしているかどうかという観点から、いくつかの制度的・機能的な要素によってプレスを識別するという手法により、インターネット時代においても過不足なくプレス機能に適合的な主体を捉えることができると考えられる。

(3)また報道の自由の限界についても、報道機関の「職能的自律性」を尊重し、プレスが有している専門職としての内部規律(discipline)に服しているかどうか重要な要素となると考えられる。

ところでこうした研究を重ねるにつれて、現代のメディア環境における深刻な問題が新たに

浮上してきた。それが、検索エンジン及びソーシャルメディアという「現代のパブリック・スクエア」(Packingham 判決)を運営しているオンライン・プラットフォーム事業者の台頭である。検索エンジンやソーシャルメディアは、いまや人々の情報発信や情報受領に欠かすことができない存在であり、報道機関の上記機能との間での機能的な異同が問題となり得る。そこで、こうした事業者が憲法上、どのような機能を果たすことが期待されるのかを、報道機関の機能と比較したうえで検討することとした。

(4)まず上記で挙げたアメリカの Reno 判決、Citizens United 判決、Packingham 判決の流れについてそれぞれ調査・検討を行い、インターネットを利用するユーザーにとって、SNSをはじめとするネットワークにアクセスすることは、現代の表現の自由や民主政システムの維持・発展にとっても不可欠なことから、これらの判決の中で新たに「ネットワークにつながる自由」が形成されつつあることを指摘した。

(5)オンライン・プラットフォーム事業者は、Google 検索結果削除事件最高裁決定(最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁)において、「国民の『知る権利』に奉仕する」という役割ではなく、「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤」としての役割を担うものと位置づけられ、ジャーナリスティックな報道価値判断を行ってきた報道機関の機能と異なる、ネットワークに繋がった個々人の「知りたいこと」を知る自由を実現する機能を有していると考えられる。

(6)さらにアメリカで議論されている「修正一条ロックナー主義」をめぐる諸議論と、情報資本主義の発展についてとり上げることで、オンライン・プラットフォーム事業者が、現代のメディア環境の形成において大きな力を有していること、それらがフィルターバブルやケンブリッジ・アナリティカ問題で注目されたような政治的ターゲティング広告のような手法により、民主政システムや国民の情報受領の権利を脅かしつつあることを指摘したうえで、その解決のためには、政府関与も視野に入れた表現環境全体を見通したアプローチが必要になると考えられる。

(7)特にこうした点は、フェイクニュース対策において顕著であると考えられ、オンライン・プラットフォーム事業者の機能と報道機関の機能を踏まえたうえで、政府の関与としては、内容規制を避けたうえで、報道機関への助成も含んだ様々な解決策が模索されるべきと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 水谷瑛嗣郎	4. 巻 8巻3号
2. 論文標題 フェイクニュースと立法政策 コンテンツ規制以外の道を模索する	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会情報学	6. 最初と最後の頁 47-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水谷瑛嗣郎	4. 巻 92巻9号
2. 論文標題 思想の自由「市場」と国家：表現の自由の「環境」構築を考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 30-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷 瑛嗣郎	4. 巻 6
2. 論文標題 「国民の知る権利」の複線	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 57～68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/aliss.6.0_57	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水谷瑛嗣郎	4. 巻 69
2. 論文標題 思想の自由市場の中の「フェイクニュース」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 メディア・コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 55-68頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水谷瑛嗣郎	4. 巻 No.68
2. 論文標題 ネットワークにつながる自由とプレス自由の『共存』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア・コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 29-46頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 水谷瑛嗣郎	4. 巻 第31巻第1・2合併号
2. 論文標題 プレス自由の「更新」に向けて これまで、そしてこれから	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 333-370頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 水谷瑛嗣郎
2. 発表標題 報道価値 (NEWSWORTHINESS) の未来 アルゴリズムは「国民の知る権利」に「奉仕」できるか?
3. 学会等名 情報法制学会(招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

最後に本研究の成果に関して、二点の補足を行っておく。
最終年度である2022年度内に、現代のアテンション・エコノミーによる問題と報道機関の経済的苦境を取り扱った論文を刊行する予定であったが、家庭における育児等や学務の負担により、期間内に刊行することができなかった。2023年6月現在、同論文(仮タイトル「報道の自由の持続可能性」)は執筆を完了し、校正を行っている最中であり、公刊に向けた作業を進めている。また本研究で得られた成果を含めた博士論文を慶應義塾大学に提出し、2019年1月に博士(法学)を授与されている。同博士論文は未公開であるため、研究成果としては記載していない。ただし、博士論文執筆後に新たに執筆した論稿も加え、現在、書籍化に向けての加筆・修正作業を進めているところである。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------